

当院は保険医療機関の指定を受けています。

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

入院基本料に関する事項

当院では、専門病院入院基本料 7 対 1 等の届出を行っております。これは各勤務時間帯を平均して入院患者さん7人に対して 1 人以上の看護職員（看護師）を配置しているものです。なお、各病棟の勤務時間帯毎の看護職員配置については、病棟ナースステーションに掲示しております。

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制等

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

D P C 算定病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する“DPC対象病院”となっております。

※医療機関別係数 1.4502

（基礎係数 1.0451＋機能評価係数Ⅰ 0.3190＋機能評価係数Ⅱ 0.0833＋救急補正係数 0.0028）

入院時の食事について

1 入院時食事療養（Ⅰ）

- ア 当院では、入院時食事療養（Ⅰ）に関する届出に基づく食事を提供しております。
- イ 管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

2 選択メニュー

当院では、一部食種の方を対象に朝食の選択メニュー（パン食メニュー）を用意しております。パン食メニューを希望された場合は 1 食あたり 20 円の追加費用をお支払いいただきます。

対象食種：常食、全粥食、化療食

申込方法：自己申告制ですのでご希望の方は病棟スタッフにお申し出ください。

明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

基本診療料の施設基準等に係る届出

- ◆医療 DX 推進体制整備加算1 ◆専門病院入院基本料(7対1)322 床 ◆救急医療管理加算
- ◆診療録管理体制加算3 ◆医師事務作業補助体制加算1(20対1)
- ◆急性期看護補助体制加算(25 対1・看護補助者5割以上、夜間 100 対 1 急性期看護補助体制加算:有、夜間看護体制加算:有、看護補助体制充実加算 2:有) ◆看護職員夜間 16 対 1 配置加算 1 ◆療養環境加算
- ◆重症者等療養環境特別加算 ◆無菌治療室管理加算1 ◆無菌治療室管理加算2 ◆放射線治療病室管理加算(治療用放射性同位元素による場合) ◆放射線治療病室管理加算(密封小線源による場合)
- ◆栄養サポートチーム加算 ◆医療安全対策加算1(医療安全対策地域連携加算1:有)
- ◆感染対策向上加算2(連携強化加算:有、サーベイランス強化加算:有)
- ◆褥瘡ハイリスク患者ケア加算 ◆術後疼痛管理チーム加算 ◆後発医薬品使用体制加算1
- ◆バイオ後続品使用体制加算 ◆病棟薬剤業務実施加算 1 ◆データ提出加算2・4 イ
- ◆入退院支援加算1(入院時支援加算:有、総合機能評価加算:有)
- ◆認知症ケア加算2 ◆せん妄ハイリスク患者ケア加算 ◆ハイケアユニット入院医療管理料 1(4 床)
- ◆小児入院医療管理料4(20 床) ◆緩和ケア病棟入院料 2(21床)
- ◆入院時食事療養(I)

特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ◆がん性疼痛緩和指導管理料 ◆がん患者指導管理料イ・ロ・ハ・ニ ◆移植後患者指導管理料(造血幹細胞移植後)
- ◆夜間休日救急搬送医学管理料の救急搬送看護体制加算 2 ◆外来放射線照射診療料
- ◆外来腫瘍化学療法診療料1(がん薬物療法体制充実加算:有) ◆ニコチン依存症管理料
- ◆療養・就労両立支援指導料(相談支援加算:有) ◆がん治療連携計画策定料 ◆薬剤管理指導料
- ◆医療機器安全管理料1 ◆医療機器安全管理料2
- ◆在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2
- ◆在宅腫瘍治療電場療法指導管理料 ◆遺伝学的検査 ◆骨髓微小残存病変量測定 ◆BRCA1/2 遺伝子検査
- ◆がんゲノムプロファイリング検査 ◆HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- ◆検体検査管理加算(Ⅳ) ◆国際標準検査管理加算 ◆遺伝カウンセリング加算 ◆遺伝性腫瘍カウンセリング加算
- ◆時間内歩行試験 ◆ヘッドアップティルト試験 ◆長期継続頭蓋内脳波検査 ◆コンタクトレンズ検査料1
- ◆経頸静脈的肝生検 ◆ポジトロン断層撮影又はポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影
- ◆CT撮影及びMRI撮影 ◆抗悪性腫瘍剤処方管理加算 ◆外来化学療法加算1
- ◆無菌製剤処理料 ◆脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ) ◆運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◆呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ) ◆がん患者リハビリテーション料 ◆リンパ浮腫複合的治療料
- ◆集団コミュニケーション療法料 ◆ストーマ合併症加算 ◆センチネルリンパ節加算 ◆組織拡張器による再建手術
- ◆四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術及び骨悪性腫瘍手術の注に規定する処理骨再建加算
- ◆骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ◆緑内障手術(水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術) ◆緑内障手術(濾過胞再建術(needle 法))
- ◆鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。) ◆鏡視下喉頭悪性腫瘍手術
- ◆鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)及び鏡視下喉頭悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◆内視鏡下甲状腺部分切除・腺腫摘出術、内視鏡下バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)、内視鏡下副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成術 ◆内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術
- ◆頭頸部悪性腫瘍光線力学療法 ◆乳がんセンチネルリンパ節加算1、2
- ◆ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術 ◆胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(気管支形成を伴う肺切除)
- ◆胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◆内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術 ◆ペースメーカー移植術及び交換術
- ◆大動脈バルーンパンピング法(IABP法) ◆腹腔鏡下リンパ節群郭清術(側方)
- ◆腹腔鏡下胃切除術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び腹腔鏡下胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))

- ◆腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- ◆腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- ◆胆管悪性腫瘍手術◆腹腔鏡下肝切除術◆腹腔鏡下膵腫瘍摘出術◆腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
- ◆腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）◆早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術◆腹腔鏡下直腸切除・切断術（切除術、低位前方切除及び切断術に限る）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ◆腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術◆腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る）◆胃瘻造設術
- ◆遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術
- ◆遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術
- ◆輸血管理料Ⅰ（貯血式自己血輸血管理体制加算：有）◆自己生体組織接着剤作成術
- ◆人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算◆胃瘻造設時嚥下機能評価加算◆麻酔管理料Ⅰ◆麻酔管理料Ⅱ
- ◆放射線治療専任加算◆外来放射線治療加算◆高エネルギー放射線治療◆1回線量増加加算
- ◆強度変調放射線治療（IMRT）◆画像誘導放射線治療（IGRT）◆直線加速器による定位放射線治療
- ◆定位放射線治療呼吸性移動対策加算◆画像誘導密封小線源治療加算
- ◆保険医療機関間の連携による病理診断
- ◆保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作成
- ◆デジタル病理画像による病理診断◆病理診断管理加算2◆悪性腫瘍病理組織標本加算
- ◆看護職員処遇改善評価料54◆外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）◆入院ベースアップ評価料 86
- ◆酸素の購入価格（医科・歯科）◆初診料（歯科）の注1に掲げる基準◆歯科外来診療感染対策加算 1
- ◆医療機器安全管理料（歯科）◆クラウン・ブリッジ維持管理料（歯科）◆口腔病理診断管理加算2
- ◆歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

入院期間が 180 日を超える場合の費用の徴収

入院期間が 180 日を超える入院については、厚生労働大臣が定める状態にある患者さんを除き、別途料金が必要となります。1日につき 2,810 円（通算対象の入院料の基本点数の 15%相当）詳細につきましては、受付までお問い合わせ下さい。

入院室料差額病室について

入院室料差額病室を希望される方は、病棟師長までお申し出ください。
なお、病室の料金・設備内容等は下表のとおりです。

部屋区分	病 室	料 金 (1日につき)	設 備 内 容
特別S室 (1室)	西5病棟 572号室	18,260円 (消費税込)	風呂、トイレ、洗面化粧台、応接用セット、ロッカー、 電話、冷蔵庫、テレビ(課金制)、キッチンセット
特別C室 (2室)	東6病棟 604,605号室	8,360円 (消費税込)	トイレ、洗面化粧台、応接用セット、ロッカー、 冷蔵庫、テレビ(課金制)、小上がり
特別C室 (10室)	西3病棟 351号室 西4病棟 452,454号室 西5病棟 553号室 西6病棟 651,652,653,655号室 東5病棟 501,503号室	5,280円 (消費税込)	トイレ、洗面化粧台、応接用セット、ロッカー、 電話、冷蔵庫、テレビ(課金制)
特別D室 (28室)	西3病棟 352,353,354,355,356号室 西4病棟 451,453,455,456,457,465号室 西5病棟 562,563号室 西6病棟 654,656,660,661,662,663号室 東4病棟 404,405,406,407号室 東5病棟 502,504,507,508,509号室	3,630円 (消費税込)	洗面化粧台、応接用セット、ロッカー、電話、 冷蔵庫、テレビ(課金制)
特別D室 (8室)	西5病棟 559,560,561号室 東6病棟 601,602,603,614,615号室	3,410円 (消費税込)	洗面化粧台、応接用セット、ロッカー 冷蔵庫、テレビ(課金制)

初 診 料 に つ い て

当院では、他の医療機関からの紹介状によらず、直接来院される初診の患者さんについては、初診に係る費用として 5,500 円(税込)をいただいております。ただし、緊急その他やむを得ない事情により来院された場合は、この限りではありません。

療養の給付と直接関係ないサービス等の費用徴収

当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

1) 文書料

(1) 診断書、証明書

- | | | |
|--|--------|---------|
| ア 普通のもの | 1 件につき | 2,200 円 |
| イ 複雑なもの(ウ以外で難しい内容のもの) | 1 件につき | 4,400 円 |
| ウ 特殊なもの(恩給診断、年金診断及び自動車損害賠償保障法(昭和 30 年法律第 97 号)に係るもの等保険給付のあるもの) | 1 件につき | 7,700 円 |

(2) 死亡診断書、死体検案書

- | | | |
|--|--------|---------|
| ア 普通のもの(医師法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 47 号)に定めるもの等一般的なもの) | 1 件につき | 3,850 円 |
| イ 特殊なもの(生命保険用等特別なもの) | 1 件につき | 6,600 円 |

(3) 労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)に基づく診断書、証明書 新潟労働局長から通知される労災診療費算定基準による額

(4) エックス線複写フィルム

- | | | |
|---------|--------|---------|
| ア 半切 | 1 枚につき | 780 円 |
| イ 大角 | 1 枚につき | 650 円 |
| ウ 大四ツ切 | 1 枚につき | 510 円 |
| エ 四ツ切 | 1 枚につき | 400 円 |
| オ 六ツ切 | 1 枚につき | 280 円 |
| カ 光ディスク | 1 枚につき | 1,310 円 |

(5) 診察券再発行料 1 枚につき 110 円

※ご不明な点は、文書受付でお尋ねください。

2) その他保険外負担に係る費用

1 セカンドオピニオン料

- | | | |
|----------------|--------|----------|
| (1) 対面実施の場合 | 1 件につき | 16,500 円 |
| (2) オンライン実施の場合 | 1 件につき | 33,000 円 |

2 医師面談料

- | | | |
|-------------------------------------|--------|---------|
| (1) 保険会社(生命保険、損害保険等)調査員と医師が面談を行った場合 | 1 回につき | 5,500 円 |
| (2) (1)以外の場合 | 1 回につき | 3,300 円 |

3 洗たく料

- | | | |
|--|--------|-------|
| (1) 大物(着物類、毛糸衣類、洋服上下、運動着上下、パジャマ上下その他これらに類するもの) | 1 枚につき | 280 円 |
| (2) 中物(上着、ズボン、ワイシャツ、運動着及びパジャマ等の上下いずれか1つその他これらに類するもの) | 1 枚につき | 170 円 |
| (3) 小物(下着類、おむつ1組その他これらに類するもの) | 1 枚につき | 110 円 |

ただし、次に掲げる者の洗たく料は、1 月につき 20 枚までを免除する。

ア 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 15 条に規定する医療扶助の被保護者

イ 前記「ア」の被保護者であった者が引き続き感染症の予防及び感染症の患者に対する

医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 19 条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 29 条の規定を適用されることとなった者

ウ 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者手帳を有する者

エ 小児慢性特定疾患治療研究事業に関する医療を受けている者

- オ 特定疾患治療研究事業に関する医療を受けている 18 歳未満の者
- カ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の被保険者のうち失禁患者のもの
及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条の規定による入院措置患者(前記「イ」に
該当する者を除く。)のうち失禁患者のもの
- キ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の
自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条に規定する医療支援給付を受けている者

4 健康診断料

- (1) 普通健康診断料 1 人につき 3,200 円(乳幼児にあつては、4,030 円)
ただし、集団検診の場合、院長は、2 割を限度として料金を増減することができる。

- (2) エックス線撮影及び診断並びに各種検査
医科点数表により算定した額に 1.1 を乗じて得た額(10 円未満は四捨五入する。)
ただし、集団検診の場合、病院長は、2 割を限度として料金を増減することができる。

(3) 特殊健康診断料

- ア 妊婦検診料及び産後検診料 1 人につき 5,000 円
- イ 乳児検診料 1 人につき 3,300 円
- ウ 先天性代謝異常検査料 1 人につき 3,500 円
- エ 妊産婦超音波検査料 1 回につき 1,590 円
ただし、医師の指示により基準以外の検査、エックス線診断等を行った場合は、当該検査、
エックス線診断等について医科点数表により算定した額に 1.1 を乗じて得た額
(10 円未満は四捨五入する。)を加算する。

(4) 短期人間ドック料

- ア 1 泊 2 日コース 1 人につき 67,100 円
- イ 通院 1 日コース 1 人につき 45,120 円
- ウ がんドック
 - (ア) Aコース(BコースとCコースの内容を合わせたもの) 1 人につき 56,080 円
 - (イ) Bコース(胃がん・肺がんの検診) 1 人につき 38,020 円
 - (ウ) Cコース(乳がん・子宮がん・卵巣がんの検診) 1 人につき 21,260 円

ただし、医師の指示により基準以外の検査、エックス線診断等を行った場合は、当該検査、エックス線
診断等について医科点数表により算定した額に 1.1 を乗じて得た額(10 円未満は四捨五入する。)を
加算する。

5 予防接種料

1 件につき 280 円に、使用薬剤の購入価格に 1.1 を乗じて得た額を加えた額(10 円未満は四捨五入
する。)ただし、公費対象予防接種の場合は、病院長は 2 割を限度として料金を増減することができる。
なお、新潟県の広域的個別予防接種で定められた額が 2 割を超える場合は、当該額を限度として
料金を増減することができる。

6 死体検案料 1 体につき 11,000 円

ただし、検案のため現地へ赴いた場合は、健康保険法の規定による算定方法により算定した往診料
相当分に 1.1 を乗じて得た額(10 円未満は四捨五入する。)を加算する。

7 死後処置料 1 件につき 5,500 円

ただし、浴衣を提供した場合は、浴衣の購入価格に 1.1 を乗じて得た額(10 円未満は四捨五入する。)
を加算する。

8 治療用装具料 病院における購入価格

9 丸山ワクチン注射料 1 回につき 280 円

10 病衣使用料 1 日につき 80 円

11 付添寝具貸出料 1 日につき 190 円

12 付添ベッド貸付料 1 日につき 110 円

(11 と 12 をいずれも利用した場合 1 泊 2 日につき 600 円 ※午前 0 時迄に退室した場合 300 円)

13 患者家族控室利用料(個室に限る。) 1 室 1 泊につき 1,050 円 ※緩和ケア病棟に限る。

14 鑑定入院料 裁判所が決定する方法で算定した額

15 外来妊産婦保健指導料 1 件につき 5,100 円

16 検査料

1件につき、3,120 円に病院における検査委託金額（容器代等含む）に 1.1 を乗じて得た額を加えた額（10 円未満は四捨五入する。）

ただし、遺伝カウンセリングをした場合 11,000 円を加える。

17 「新潟県立病院の診療提供に関する指針」に基づく診療録の写し

1枚につき 10 円

18 私用電話料：日本電信電話株式会社の定める料金を基準とする額

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は一切行っておりません。

先進医療に係る事項

当院は、厚生労働大臣が承認した先進医療の届出医療機関です。
以下の先進医療を実施しています。

◆術後のカペシタビン内服投与及びオキサリプラチン静脈内投与の併用療法 小腸腺がん（ステージがⅠ期、Ⅱ期又はⅢ期であって、肉眼による観察及び病理学的見地から完全に切除されたと判断されたものに限る。標準コース（投与 8 回）あたり 32,070 円

◆術後のアスピリン経口投与療法 下部直腸を除く大腸がん（ステージがⅢ期であって、肉眼による観察及び病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。） 患者負担額 7,294 円（実質負担額 0 円）

施設基準で定められた掲示事項について

当院では、以下に示した取組みを行っており、このことについて院内掲示及び WEB 掲載によりお知らせします。

医療情報取得加算

当院は次に掲げる事項を満たしており、外来患者様の診療時に医療情報取得加算を算定しております。

（ア）オンライン資格確認を行う体制を有しています。

（イ）当院を受診した患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

医療 DX 推進体制整備加算

当院は医療 DX 推進体制整備加算を届出しており、次の対応を行っています。

（ア）医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。

（イ）マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

（ウ）電子処方箋の発行など、医療 DX にかかる取組を実施しています。

栄養サポートチーム加算

当院は、特別な栄養管理を必要とする患者さんに対して、医師、看護師、薬剤師、管理栄養士からなる栄養サポートチームが必要な診療を行います。

医療安全に係る相談窓口

診療内容や医療スタッフの説明など、お困りごとがありましたら、患者サポートセンターにご相談ください。内容により、医療安全管理者が対応いたします。

〔相談窓口・開設時間〕 患者サポートセンター ・ 月～金 9:30～16:00（祝日・年末年始を除く）

〔相談方法〕 直接来院または電話でのご相談に限らせていただきます。

院内感染防止対策に関する取組事項

1. 病院管理者、各部門の管理者、感染管理担当者からなる感染防止対策委員会および医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師からなる感染制御チーム及び抗菌薬適正使用支援チームを設置し、組織横断的な感染防止対策を行っています。
2. 院内の感染症発生状況を把握し、感染対策上問題となる感染症の発生時は、迅速な対応と徹底した感染拡大防止対策を実施しています。
3. 院内の抗菌薬の使用状況を調査、分析し、抗菌薬の適正な使用が行われるような対策を行っています。
4. 感染制御チームおよび看護部感染防止対策委員の院内ラウンドによって、各部署における感染防止対策の評価を行い、院内感染の起さない診療環境の維持に努めています。
5. すべての職員が感染防止対策を適切に実施できるようにするため、感染防止対策に関する研修会を定期的に行っています。
6. 関係機関と連携し、地域の感染防止活動を支援しています。

術後疼痛管理チーム加算

当院は、全身麻酔の術後で対象となる患者さんに対して、麻酔科医師、看護師、薬剤師からなる術後疼痛管理チームが術後疼痛管理の質を向上させるために必要な診療を行います。

後発医薬品使用体制加算

当院では厚生労働省の方針に従い、入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。

- ・医薬品の供給が不足した場合は、治療計画等の見直しを行う等、適切に対応する体制を有しております。
- ・医薬品の供給状況によって、投与する薬剤を変更する可能性があり、この場合には患者さんに十分な説明を行います。後発医薬品への変更について、ご理解ご協力をお願いいたします。

バイオ後続品使用体制加算

当院では、バイオ後続品の品質、有効性、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ、バイオ後続品の採用を決定する体制を整備しております。また入院及び外来においてバイオ後続品の導入に関する説明を積極的に行っております。

外来腫瘍化学療法診療料 1

当院では外来腫瘍化学療法診療料の 1 を届出しており、次の対応を行っています。

- （ア）専任医師、看護師又は薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、本診療料を算定している患者様からの緊急相談に 24 時間対応できる連絡体制を整備しております。
- （イ）急変時等の緊急時に当該患者様が入院できる体制が確保されている又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者様が入院できる体制を整備しております。
- （ウ）実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。

ニコチン依存症管理料

当院は、ニコチン依存症管理料の届出を行っており、禁煙の為の治療的サポートをする禁煙外来を行っています。タバコをやめたい方、どうぞお気軽にご相談ください。

敷地内禁煙について

当院は、健康増進法の定めにより、受動喫煙防止のため、敷地内での喫煙を禁止します。全面禁煙施設内での喫煙は、火災発生の恐れのある行為です。

コンタクトレンズ検査料1

当院ではコンタクトレンズの装用を目的として眼科学的検査を行った場合、コンタクトレンズ検査料1を算定しております。なお、費用は以下の1及び2のとおりです。

1 初診料及び外来診療料(いずれかの算定となります)

初 診 料	291 点(10 割負担で 2,910 円)
外来診療料	76 点(10 割負担で 760 円)

当院及び特別の関係にある保険医療機関(他の新潟県立病院)において過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、当院が初診の場合であっても「外来診療料」が算定されます。

2 コンタクトレンズ検査料

コンタクトレンズ検査料1	200 点(10 割負担で 2,000 円)
--------------	------------------------

・コンタクトレンズ検査料1には医科診療報酬点数表に掲げられている D255 精密眼底検査(片側)から D282-2 行動観察による視力検査までの費用が含まれます。疾病の種類等によってはコンタクトレンズ検査料1ではなく眼科学的検査の各検査項目で算定する場合があります。

3 コンタクトレンズ診療を担当する医師

原 浩昭 医師	経験年数 10 年以上
---------	-------------

ご不明な点がございましたら、眼科外来受付もしくは医事会計窓口までお気軽にお申し出ください。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品のある医薬品について、薬価基準に収載されている品名に代えて、一般的名称に剤形及び含量を付加した記載による処方箋を交付しております。また、医薬品の供給状況や令和 6 年 10 月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者様の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者様に十分に説明を行っております。

初診料(歯科)の注 1

当院では、初診料(歯科)の注 1 に掲げる届出を行っており、次の対応を行っています。

(ア) 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底するなど、十分な院内感染防止対策を講じています。

(イ) 院内感染防止対策に係る研修を受けた歯科医師を配置しています。